

職員の懲戒処分について

令和2年4月28日
 郡山市総務部
 人事課
 担当：宗方 成利
 TEL：924-2041

本日付けで以下のとおり懲戒処分を実施しました。

○ 酒酔い運転で逮捕された職員の処分について

被処分者	税務部市民税課 会計年度任用職員 増子 光子（55歳・女性）
処分内容	免職
処分年月日	令和2年4月28日(火)
事件概要	被処分者は、令和2年4月4日午後6時19分頃、郡山市字五百淵西地内市道上において、酒に酔った状態で普通乗用自動車を運転した。交通事故の通報により郡山警察署員が現場臨場し、所要の捜査を実施したところ酒酔い運転が判明し、令和2年4月5日午前4時15分、郡山警察署内において通常逮捕となった。 このような行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為である。